

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○江藤委員長 次に、小宮山泰子君。
○小宮山委員 立憲民主党の小宮山泰子でござい
ます。

本日は、今年に入り各地で地震が頻発し、また、
関東大震災から百年という節目の年でもあり、防
災意識が非常に強まっている時期かと思っております。
ですからこそ、いつ起こってもおかしくない
大規模災害への備えを進めるべく、質疑をさせて
いただきます。

平成二十九年六月には当時の松本防災担当大臣、
また、令和元年十一月には武田防災担当大臣との
間で、被災地、特に避難所での性暴力、性被害に
関しての質疑を行いました。これら質疑の際、事
件化されていないものも含めて、被災地での性犯
罪、性暴力被害の現状認識、実数、被害届、逮捕
検挙数、相談件数について、また、警察、避難所
自治体、関係団体での対応についてどのように現
状把握をしているのか、さらに、防災計画、災害
時緊急避難計画に性被害防止についても記載され
るようになってきているのか、質問をさせていただき

ました。

令和元年の質疑のときには、避難所での性犯罪
の被害があつたとの報告は、ここ最近では受けて
いないものと承知しておりますと、大臣答弁で
は、数字上、被害は生じていないかのように述べ
られました。これは、凶悪犯の件数の内数として
カウントされるため、被災地、避難所での性暴力
被害としての件数で把握はされないということも
原因となっている、そう把握いたしました。把握
していないということは、痴漢、のぞき、不同意
性交など、性暴力への認識の低さ、社会的弱者を
つくり続けてきた日本の政治の貧困というんでし
ょうか、この表れではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。被災地、災害避難
所での性暴力、性被害について、被害届出の数だ
けでない、実態把握の取組について、進捗、変化
はあるのか、そうした被害防止のための取組と
もに、説明をいただきたいと思えます。

○谷国務大臣 お答えをいたします。
まず、防災担当大臣としてこの委員会に出席し
ておりますので、その上で答弁させていただきます。

警察庁においては、災害が発生した場合は、都
道府県警察に対し、避難所における性犯罪等の発
生状況を警察庁に報告するよう指導しているもの
と承知しているところであります。

また、応援部隊を被災地に派遣するなどして、
避難所等における相談対応等を強化しているほか、
地方公共団体と連携して、各種犯罪の相談、届出
をしやすい環境の整備にも努めてきたものと承知

しているところであります。

警察の方では、熊本地震以降、具体的にそうい
う避難所における性暴力犯罪があつたという報告
は受けていないというふうに承知しているところ
であります。しかしながら、これは、委員御指摘
の問題は大変大事なことでございますので、政府
においては、令和二年に内閣府男女共同参画局が
取りまとめた男女共同参画の視点からの防災・復
興ガイドライン、これを踏まえまして、内閣府防
災でも、昨年、令和四年四月に避難所運営ガイド
ラインを改定し、防犯上の観点から、女性用の更
衣室や休養スペースなどを設置することや、女性
専用のトイレを安心して使用できる場所に設置す
るなどを追記し、自治体に対し周知を図っている
ところであります。

政府におきましては、これらの内閣府防災の避
難所運営ガイドラインも踏まえて、引き続き、避
難地を管轄する自治体や避難所の運営主体、また
NPO法人等とも連携をより深めながら、性犯罪
を始め各種犯罪の相談、届出をしやすい環境の整
備、また、そもそもそういう犯罪が起こりにくい
ような、そういう整備をしつかり取り組んでまい
りたいと思えます。

○小宮山委員 実態としては、やはり過去の調査
というのとはなかなか難しいかと思えますが、今大
臣がおっしゃっていたように、NPOなど
市民団体が調査をしております。是非、その点は
参考にしていただきたいと思いますし、今、国会
会では、性犯罪、性暴力に關しましての刑法改正
の審議が進んでおります。成立すると思っております

ますので、その中において、刑法改正に即した形での御検討を更に詰めていただきたいと思えます。

避難所においてということ、実際は知らない方もいるかと思えます。物によっては、実を言う、避難所で、一つは、実際に被害があった、加害者と被害者が両方とも警察に行って取り調べて、加害も認めた、被害もちゃんと認められた。でも、結果として、家に帰れないので同じ避難所に戻していたり、また、地域の方たちが多く集まることでごたごたをしないほしいという地域の顔役の方、これは男性の場合も女性の場合もあると聞いておりますが、そういう人たちが、被害者の方の結果として泣き寝入りさせざるを得ないところに追い込んでいたりという現実があります。こういうことがないようにきちんと対応していただくこと、それが、何かあったときに安心して子供も大人もしっかりと避難所にいられる環境づくりだと思っております。是非、谷大臣の御健闘、どうか御活躍を、この点に関しては発言力を期待をいたしたいと思えます。

さて、首都直下型地震についての質問をさせていただきます。

東京など首都圏を襲う首都直下型地震、東京都はこの被害想定を、昨年、十年ぶりに見直しをされました。建物の耐震化が進んだことなどにより、死者はおよそ六千五百五十人と前回想定より三割余り少なくなりました。

しかしながら、首都圏での地震では様々な課題が見えてまいります。

二〇二一年十月七日の夜に、千葉県北西部地震

は、最大震度五強を観測し、負傷者は計四十九名、発災直後から運転を見合わせ、駅には長蛇の列ができ、多くの通勤通学客らに影響が出ました。また、過日の五月二十六日午後七時三分頃の、千葉県東方沖で、マグニチュード六・二、茨城県と千葉県で最大震度五弱を記録した地震の発生時にも、首都圏の交通網に大きな影響が出ております。各地の、運転を再開した鉄道も増えていきましたが、実際には、地震の影響でダイヤは大幅に乱れ、帰宅ラッシュの時間帯を直撃して大混乱をしたと言われます。

震度五では日本の耐震基準を満たした建物が崩壊することは考えづらいですが、公共交通網の混乱のみならず、通信網、送電線被害、埋立地の液化による上下水道の被害なども想定される首都圏は、災害に対して脆弱さが増しているように思えます。

私たち立憲民主党は、現在、自民党ほかと国土強靱化法の改正に向けて協議を今進めているところでもあります。しっかりとした、強靱化する、強くしなやかな体制を取るということは望まれていることで、必要なことだと考えております。

さて、私、小宮山としては、これまで複数回にわたり、地震の揺れを感じて電源が切れる感震ブレイカーに関して当委員会に取り上げてまいりました。

阪神・淡路大震災の際、特定された火災原因のうち、実に約六割が通電火災と言われています。感震ブレイカーは、大地震の際、特に木密地域での火災を大幅に軽減でき、近年、様々な種類、分

電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ、建物単位での総合タイプなどが開発され、使用されております。二〇一四年の中央防災会議にて決定された首都直下地震緊急対策推進基本計画では、出火防止対策として、感震ブレイカー等の普及促進が位置づけられました。

現在、感震ブレイカーの現状の普及状況について御説明をください。

○谷国務大臣 以前から、感震ブレイカーの普及について小宮山委員が熱心に取り組まれていることに敬意を表したいと思います。

平成二十五年に内閣府が公表いたしました首都直下地震の被害想定では、最悪のケースでは約二万三千人の死者が推計されておりますが、その七割は、危険な木造密集市街地を中心とした火災によるものと指摘されているところであります。

この感震ブレイカーにつきましては、大規模地震発生時に電気による火災の発生を抑える上で大きな効果があるものと認識しております。

内閣府の調査によりますと、その設置率でございしますが、地震などに著しく危険な密集市街地では、令和元年時点で約二二％、また、全国では、昨年、令和四年時点で約五・二％となっているところであります。

○小宮山委員 ありがとうございます。

なかなかこの設置というのは進んでいないというのが実態だと思います。

私、個人的には、感震ブレイカーは設置義務化されることが望ましいと考えますが、未設置の家屋等に対しても火災を起させないためにも、簡

易な形のものも含め設置できるように、地方自治体に任せるだけでなく、国としても積極的に支援補助すべきと考えますが、この施策に関して、大臣のお考えをお聞かせいただければと思います。

○谷国務大臣 国におきましては、感震ブレイカーの普及を図るために、第三者機関による製品認証制度の適用による製品への信頼性の確保、あるいは、電気設備の施工時に適用される民間の規定において、危険な密集市街地における住宅への感震ブレイカーの設置を強く促すなどの取組を行ってきたところであり、また、毎年春と秋の全国火災予防運動において、住宅火災対策の推進に効果的であるとされている一つのポイントとして、感震ブレイカーの設置を明示しているところでもあります。

一方、そういう設置への助成でございますが、令和元年の時点で七府県百三十市区町村において、感震ブレイカーの設置に対する助成制度が設けられており、こうした普及活動は、各自自治体の取組を後押しするものと期待しているところでございます。

また、東京都においては、今年度、木造住宅密集地域を対象に感震ブレイカーを無償で配布する方針であると承知しているところであります。

国におきましても、国土交通省では、昨年度から防災・安全交付金などを活用して、密集市街地における感震ブレイカーの設置に対して支援を行っているところであります。引き続き、関係省庁等と連携し、感震ブレイカーの普及に努めてまいりたいと思っております。

○小宮山委員 ありがとうございます。

是非、感震ブレイカーがしっかりと設置されること、通電火災が抑えられるということは、発災後、様々な形の復旧復興に早期につながることを確信をしておりますので、更なる施策の充実の後押しをよろしくお願いいたします。

さて、電源の確保について質問させていただきます。

東京都の担当者は、この十年間で都内の携帯電話の契約数は三倍に増えている一方、停電や通信規制の影響を受けにくい公衆電話は半減していることから、公衆電話の場所を事前に確認したり、通話アプリを活用したり、複数の手段をできるようにしてほしいと呼びかけなどを行っています。

電力については、地震直後や翌日あたりでは、発電所が運転を停止するなどして、電力供給能力が低下し、広範囲の停電や首都機能を維持するための計画停電が行われる可能性があるほか、送電用の鉄塔が多く倒れると、停電は長期化することになります。

災害が生じると、様々な社会インフラにも被害が生じ、生活していく、生きていく上で必要なライフラインの供給確保も難しくなる場合がありますが、これら重要インフラのライフラインの確保の中でも、今や電力供給が失われることを防ぐのは、防災への取組の基本であり、最重要視すべき課題だと考えます。

首都圏での停電の長期化に備える重要性は、国も地方団体も認識し、呼びかけも行っていきますが、自助で取り組むには限度があります。避難所とな

る小中学校など体育館や公共施設だけでなく、各町内の自治会館に自家発電機、電力会社と接続不要な地中熱利用施設など、再生可能エネルギー施設並びに蓄電池の設置を進めたり、電気自動車所有者との間での災害協定を締結するなど、あらゆる手段で備えることが災害対策になり、その後の復旧復興へ有効であると考えます。

私の地元であります川越市寺尾地区では、繰り返された豪雨時の浸水被害の教訓を生かし、住民自ら防災意識を高める勉強会開催や訓練に取り組んでおります。

先般五月十三日には、寺尾自治会防災訓練の際には、情報収集、地域への情報提供に必要な設備として、非常用電源、充電器、蓄電池の設置などの指摘が、役員の方たちとお話ししたときにありました。また、災害時のみの防災ラジオ放送ができないかといったお問合せもいただきました。以前質問し、回答いただいた体育館の遮熱塗料の活用ほか、避難所となる場所における発電機、蓄電池の整備、開口部からの熱の影響を抑えるための二重窓やカーテンの有効利用など、様々な意見交換も、このときに私、住民の方とさせていただきますました。

そこでお伺いいたしますが、地域防災拠点となる公民館や自治会館などで蓄電設備の整備などの取組について、自治会、町内会などに行き届いた経済負担をかけずに進めていくべきだと考えますが、国の支援策についてお伺いいたします。

○神政府参考人 お答えを申し上げます。御指摘の自治会館等における発電設備の整備に

つきましては、当該施設が市町村の公共施設で指定避難場所に指定されている場合には、当該市町村が行う非常用電源などの整備について緊急防災・減災事業債の活用が可能となっております。

また、地方公共団体の中には、自主防災組織が行う発電機等の購入につきまして独自の支援を行っている例があると承知しております。委員御地元の埼玉県におきましても、自主防災組織が行う防災資機材の整備に対して、市町村が補助を行う場合には当該市町村に対して県が支援を行っていること承知しております。

○小宮山委員 国の支援というのは、基本的に公的な機関が主だというふうには伺ってはおりません。

大臣、質問通告はしていないんですけれども、自治会館は、個人の所有等もありますけれども、地縁団体、人格なき社団として登記されていることもあります。このような場合も対象に入れるということとは、非常に有効になってくるのではないかと考えます。是非この点に関しての検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○谷国務大臣 内閣府としては、優先すべきは、いざというときに避難する指定避難所、これがやはり最優先だと思えます。それを最優先にして、今のところそういう、市町村の公共施設ではない、指定避難所にも指定されていない、じゃ、そこへの設置の支援は誰がするのかということにつきましては、基本的にはより身近な自治体の方が適当ではないかと思っておりますけれども、指定避難所の整備が一巡した上で、あとは、それぞれ、全国の地方自治体の意見あるいは様々な御意見をお

聞きしながら、国としても検討することになるやもしれないということになるかと思えます。

○小宮山委員 検討するやもしれないというか、是非検討していただきたい。

というのは、首都直下型地震ですと、かなり被災者が出ます。当然、周辺の県も大きく揺れる。となると、家の方に必ずしもいられるわけではない。そうした場合は、基本的には指定避難所である多くは学校とかそういった施設ですが、そこにも入り切らなくなるといえるのは、過去の様々な大震災のときにも分かっていることでもあります。そうになると、一番やはり情報収集したり集まりやすいのは自治会館であります。

大臣おっしゃるとおり、ある意味、公共的なもの、個人名のところというのはどうなるか分からないということを見ると、この地縁団体という人格なき法人になっていけば、そういった個人的な背景には左右されない場所でもありますので、是非検討の俎上にのせていただくことを改めてお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

豪雨時には、防災訓練のときにそうやって言われたんですが、自治体の使う防災無線、放送というのが聞き取れなくなる、音がかき消されてしまうので、各家にある、地域防災情報を伝達する方法として、コミュニティFM、ラジオ放送の活用ができないのかという問合せがありました。これに関してどのような施策が国にはあるのか、お聞かせください。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

豪雨など災害時における情報伝達は、国民の生活、安全に直結するものでありまして、的確にされる必要があると考えております。

委員御指摘のような、災害が発生した場合に地方公共団体がラジオ放送を通じて住民に必要な情報を届ける仕組みといたしまして、被災地の地方公共団体自らが免許人となって臨時かつ一時的に臨時災害放送局を開設できる制度がございます。この臨時災害放送局に関しまして、総務省では、全国十一か所の地方総合通信局等にアンテナや送信機等の設備を配備し、地方公共団体からの要請に応じて無償で貸付けをしているところでございます。

総務省といたしましては、災害時に住民の方々に必要な情報を届けることができるよう、平時より、地方総合通信局等を通じて、地方公共団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○小宮山委員 最後の質問となつてまいります。災害救助法では、大規模災害発生時に、全壊、半壊などにより居住、使用できなくなった被災者への住まいの提供のため、応急仮設住宅が建設、設置されることとなっております。

最近では、木造仮設住宅などが非常に普及してきて、快適性も含めて有効なことが分かってきておりますが、国の想定では、首都直下地震では全半壊する住宅が三百四十万戸にも上ります。自宅の被害を受けた人は、災害から復旧が長期化する中、住む場所を失う住宅難民が生じると言われています。その要因は多岐にわたり、大きなもの一つは仮設住宅の不足でもあります。東京都でい

えば大体百万世帯がそういった行き先が不明というものが、数値が出ております。

仮設住宅の建設を行うためには、まず最初に建設用地の確保や未利用地の活用を行うことが必要だと考えます。想定される首都直下地震のような都市部での被災の場合には、適当な用地が見つからず仮設住宅の建設が進まないという懸念がございます。

そこで、仮設住宅の建設用地としての活用も視野に入れつつ、特段の建設物や施設などのない単なる広場状の土地をできるだけ各地に確保していくことが必要ではないでしょうか。この点に關しまして政府の見解を伺います。

○神政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、首都直下地震など大規模災害発生時におきましては、応急仮設住宅等のために必要となる土地の確保は重要な課題であると認識しております。

このため、平時から、地域の実情を踏まえた応急仮設住宅の候補地リストの事前作成や、民有地の活用に向けた関係団体との協定の締結、土地の有効活用のため多層階建ての応急仮設住宅の検討などを進めていく必要があると考えております。

なお、土地の選定に当たりましては、公有地のほか、企業等の民有地も活用することができるよう、土地の賃借料についても災害救助法の国庫負担の対象としております。

内閣府といたしましては、関係省庁などとも連携して、都道府県や市町村において必要な土地の確保が図られますよう、しっかり取り組んでまい

ります。

○小宮山委員 是非お願いしたいと思いますが、なかなかその指定や調査というのは進まない。実際に災害が来たときには、既に、所有者の問題が起きていたり、企業が押さえていたりということも考えられます。これまでの大規模災害のときにも仮設住宅をしようにもその土地がなかなか見つからないということもよくあったことでもありません。

この点を考えると、早くに押さえられるように、とはいえ、地方自治体も今、予算がないという中で、現実的には準備ができないということにもなります。

NHKのウェブ特集で、災害ツリーで見えた首都直下地震三つの危機というのがありました。この中では、財政破綻、復興増税の実施、社会保障の削減など生活の困窮の拡大、格差拡大など、私たちの身近な経済への影響が生じる。また、長期化になれば、失業者の増加、人口減少、日本製品離れなど、深刻な経済影響があります。

だからこそ、防災、減災というのは重要でもあります。その備えをすることによって、日本社会の危機を回避することにつながると私は考えております。谷大臣の決断、そして実行力が注視されることだと思っております。是非政治の要、災害対策をしていただくこと、更に積極的に行うことを期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。